

令和7年6月3日招集

令和7年第4回琴浦町議会定例会

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 60 号	琴浦町公民館条例の一部改正について	60
議案第 61 号	琴浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	61
議案第 62 号	琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	62
議案第 63 号	琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	63
議案第 64 号	令和 7 年度琴浦町一般会計補正予算(第 2 号)	別冊
議案第 65 号	令和 7 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 66 号	令和 7 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 67 号	令和 7 年度琴浦町水道事業会計補正予算(第 1 号)	別冊
議案第 68 号	建設工事請負契約の締結について〔東伯総合公園サッカー場改修工事〕	68
議案第 69 号	建設工事請負契約の締結について〔町道立石台街路 1 号線道路改良工事〕	69
議案第 70 号	財産の取得について(町営バス車両)	70
議案第 71 号	財産の取得について(食器、食缶等洗浄機システム)	71
議案第 72 号	町道路線の変更について	72
議案第 73 号	町道路線の認定について	73
議案第 74 号	琴浦町以西財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	74

議案第60号

琴浦町公民館条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町公民館条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年6月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町公民館条例の一部を改正する条例

琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称及び位置) 第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。		
名称	位置	対象区域	名称	位置	対象区域
略			略		
琴浦町立成美地区公民館	<u>琴浦町大字出上131番地1</u>	大字出上 勝田 西宮 佐 崎 太一 垣 中村	琴浦町立成美地区公民館	<u>琴浦町大字佐崎12番地1</u>	大字出上 勝田 西宮 佐 崎 太一 垣 中村
略			略		

附 則

この条例は、教育委員会規則の定める日から施行する。

議案第 6 1 号

琴浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部
改正について

別紙のとおり、琴浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

琴浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年琴浦町条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 <u>任命権者は、次項に定めるもの(以下「団体」という。)</u>との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(<u>第3項に定める職員を除く。)</u>を派遣することができる。</p> <p><u>2 法第2条第1項の条例で定めるものは、その業務の全部又は一部が町の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である同項第1号から第4号までのいずれかに掲げるもので、規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 <u>町長は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)</u>を派遣することができる。</p> <p><u>琴浦町社会福祉協議会</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法</p>

律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。以下第6条まで同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号。以下「給与条例」という。)に規定する給料及び手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。)に関する琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)第23条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、企業職員については琴浦町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年琴浦町条例第186号)に規定する給料及び手当の、単純労務職員については琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年

律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。以下第6条まで同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。)に関する琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)第24条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当及び住居手当を支給することができる。

琴浦町条例第52号)に規定する給料及び手当の、それぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員等に関する退職手当に関する条例の特例)

第8条 職員派遣後に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における退職手当に関する条例(昭和36年鳥取県町村職員退職手当組合条例第2号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第5条第1項及び第5条の6に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は、退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第5条の6に規定する通勤による傷病とみなす。

2 派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第5項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法(昭和40年法律第33号)第30条第1項に規定する退職手当等(同法第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合におけるその者に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、その額を調整することができる。
(特定法人の業務に従事するために退職した者の採用)

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定めるものは、株式会社のうち、町が資本金その他これに準ずるものを出資している株式会社で、その業務の全部又は一部が地域の振興、町民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもので規則で定めるもの(以下「特定法人」という。)とする。

2 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第3項に定める職員とする。

3 法第10条第1項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員をして在職させることができないか又は適当でないと認められる場合

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

4 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法(明治40年法律第45号)その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

(退職派遣先特定法人との取決め事項)

第10条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第11条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する給与条例第23条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む)を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第12条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における職務の級及び号給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(採用された職員に関する退職手当に関する条例の特例)

第13条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第5条第1項及び第5条の6に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は、退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第5条の6に規定する通勤による傷病とみなす。

2 職員が法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下同じ。)に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者(役員を含む。以下同じ。)としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(以下「特定法人役職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて同条同項の規定により職員として採用された場合におけるその者の退職手当条例第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始

期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第7条(第6項、第7項及び第8項を除く。)の規定を準用して計算する。

4 法第10条第1項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、町長が定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は支給しない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 2 号

琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に
ついて

別紙のとおり、琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第9
6条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年琴浦町条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。事項において同じ。)</u>をしないことを承認しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、第7条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 3 号

琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町立認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成30年琴浦町条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
略		略	
琴浦町立ふなの えこども園	琴浦町大字出上13 <u>1番地1</u>	琴浦町立ふなの えこども園	琴浦町大字佐崎12 <u>番地</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則の定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第68号

建設工事請負契約の締結について
〔東伯総合公園サッカー場改修工事〕

次のとおり、建設工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 東伯総合公園サッカー場改修工事
- 2 工 事 場 所 東伯郡琴浦町大字田越
- 3 工事完成期限 令和8年1月30日
- 4 請 負 金 額 一金 286,000,000 円
- 5 契約の方法 限定公募型指名競争入札
- 6 契 約 者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1840番地1
氏名 馬野建設・若松組・美柑組特定建設工事共同企業体
代表者 馬野建設(株) 代表取締役社長 馬野 慎一郎

令和7年6月3日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第69号

建設工事請負契約の締結について

〔町道立石台街路1号線道路改良工事〕

次のとおり、建設工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 町道立石台街路1号線道路改良工事
- 2 工 事 場 所 琴浦町大字八橋
- 3 工事完成期限 令和8年1月9日
- 4 工 事 金 額 一金 50,600,000円
- 5 工 事 内 容 補強土壁設置工事
(擁壁工、地盤改良工、法面保護工)
- 6 契 約 者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地6
氏名 株式会社 チュウブ 代表取締役 小柴 雅央

令和7年6月3日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第70号

財産の取得について(町営バス車両)

次のとおり、町営バス車両を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 取得財産名 町営バス車両
- 2 納品場所 琴浦町大字徳万591番地2 琴浦町役場
- 3 納期限 令和8年3月19日
- 4 購入金額 一金 10,250,000円
- 5 契約の方法 指名競争入札
- 6 契約者
 - (1) 住所 琴浦町大字徳万558番地1
 - (2) 氏名 株式会社 JA中央サービス琴浦自動車センター

令和7年6月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

議案第 7 1 号

財産の取得について(食器、食缶等洗浄機システム)

次のとおり、食器、食缶等洗浄機システムを取得することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 取得財産名 食器、食缶等洗浄機システム
- 2 納品場所 琴浦町立学校給食センター
- 3 納期限 令和 8 年 3 月 2 7 日
- 4 購入金額 一金 7 8, 7 1 0, 5 0 0 円
- 5 契約の方法 指名競争入札
- 6 契約者
 - (1) 住所 島根県松江市東出雲町意宇東 3 丁目 6 - 5
 - (2) 氏名 山陰アイホー調理機株式会社
代表取締役 佐々木 勝彦

令和 7 年 6 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第72号

町道路線の変更について

次のとおり、町道路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

整理番号	旧新別	路線名	変更の区間 (上段) 起点 (下段) 終点	幅員 (m)	延長 (m)
赤 066	旧	立子大熊線	琴浦町大字出上字東屋敷 170-1 地先 琴浦町大字高岡字西屋敷 458-1 地先	3.0～ 21.7	6096.5
	新	立子大熊線	琴浦町大字出上字東屋敷 170-1 地先 琴浦町大字高岡字西屋敷 444-1 地先	3.0～ 16.7	6059.3
赤 066-1	旧	立子大熊線支線1号	琴浦町大字中村字大窪田 1136 地先 琴浦町大字中村字寺ノ前 1146 地先	6.0～ 21.7	109.5
	新	立子大熊線支線1号	琴浦町大字中村字寺ノ前 1145 地先 琴浦町大字中村字寺ノ前 1138 地先	5.0～ 27.5	140.0
赤 066-2	旧	立子大熊線支線2号	琴浦町大字中村字中通 1224 地先 琴浦町大字中村字八谷 1237 地先	6.5～ 33.0	119.0
	新	立子大熊線支線2号	琴浦町大字中村字中通 1220 地先 琴浦町大字中村字八谷 1235 地先	5.5～ 16.0	129.0

令和 7 年 6 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第73号

町道路線の認定について

次のとおり、町道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

整理番号	路線名	(上段) 起点 (下段) 終点	幅員 (m)	延長 (m)
赤 066-3	立子大熊線支線3号	琴浦町大字中村字岩田 1256 地先 琴浦町大字中村字岩田 1250-1 地先	2.7~ 15.8	125.9
赤 066-4	立子大熊線支線4号	琴浦町大字山川字坂ノ下 60-3 地先 琴浦町大字高岡字河原駄道ノ下 588 地先	4.3~ 10.5	120.3

令和 7 年 6 月 3 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 7 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

議案第74号

琴浦町以西財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

琴浦町以西財産区管理委員に次の者を選任したいので、琴浦町財産区管理会条例(平成17年琴浦町条例第38号)第3条の規定により、本議会の同意を求める。

記

- 1 氏名 高力 信宏
- 2 任期 同意日から令和8年7月22日まで

令和7年6月3日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志